

八幡平市宅地バンクの新設について

【発表の要旨】

八幡平市では、市内で未活用となっている宅地情報を市ホームページや全国版空き家空き地バンク等に掲載することで、これから住宅を建築するために宅地を購入したい方への情報提供（マッチング）を図る「宅地バンク」制度を新たに実施いたします。

1 要綱名

八幡平市宅地バンク実施要綱

2 登録可能な宅地

登記地目が「宅地」で、現に宅地として使用されていない土地

3 登録できる方

現に宅地を所有している方。

4 登録の条件

- （1）市税の滞納がないこと。
- （2）土地の登記が最新となっていること。

5 掲載できる取引方法

売買（賃貸は不可）

6 施行日

令和5年7月1日（土）

【担当】

まちづくり推進課

主事 相馬 大介

電話0195-74-2111（内線1455）